|  |
| --- |
| **平成３１年度（2019年度）****社会福祉法人　いなほ福祉会**　　 **通園らっこ 児童発達支援事業　事業計画書** |

1. 事業の目的・方針

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族、特に串本・古座川地域の

子どもたちに通園の方法をとり日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の

の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切

な指導や援助を行い豊かな育ちを保障すること（発達支援）また保護者が見通しを持っ

た子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する家族を支援してい

くこと（家族支援）又就学や就園にあたり保健センターや医療の先生と連係し、学校や幼稚園・保育所の見学や移行先の先生方との調整を行いスムーズに移行ができるようにネットワークを組織していく。（地域支援）

２、利用定員

定員　　10 　名　　　利用登録者 13名確定　（Ｈ31年4月予定）

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **職種** | **定数** | **現員** |
| 管理者 | １名 | １名 |
| 児童発達支援管理責任者 | １名 | １名 |
| 保育士 | １名 | ２名 |
| 児童指導員 | １名 | ３名 |
| 指導員 |  | １名 |
| 給食調理員 |  | １名 |
| 送迎運転手 |  | １名 |
| **合　　計** | ４名 | 10名 |

４、営業日及び営業時間

1. 営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第１・３土曜日

1. 営業時間

月曜日から金曜日　（毎週火曜日の午前中は親子保育）

営業時間　月～金９：００～１５：００

　　　　　第１・第３土　　９：３０～１１：３０

　　　　　（適宜親子参加行事等を土曜・日曜に取り組む）

５、今年度の重点方針

 ①平成27年度通園らっこが事業開始当初からの管理者が退職し新たな管理者と職員とで新しい体制づくりを行っていく初年度となるため法人及び他事業所からの支援をもらいながら保護者・家族又地域の信頼を得るよう努力していく。

　 発達支援

1. 保育・療育実践の基盤づくりと職員集団の構築をめざす。

串本地域で事業開設し5年目、一定の基盤はできつつも職員が継続して勤務するという点で課題が残るもののその中でも4年の蓄積の上にさらに各々の職員が主体的に保育実践の構築に努める。又職員が定着し日々の保育が児童発達支援管理責任者やリーダーを中心としながら職員集団で全体を把握していく力量をつけ更なる保育実践の創造と充実をめざす。

1. 個別支援計画を職員・保護者で共有し、子どもの健やかな育ちを保障する。

居住町保健センターもしくは自園で行われる発達相談に職員も同席し、子どもの発達状況や発達課題等を保護者と共有する。又相談後のカンファレンス等に同席した職員を中心に保護者の思いや希望も反映した個別支援計画を作成する。職員はケース検討を定期的に実施し、子どもの発達課題や到達目標等を理解し在籍児童の発達保障をする。

　　家族支援

1. 家族の子ども理解（障害受容）を支える

毎日の送迎・ノート・親子保育・学習会・家庭訪問・個人懇談等で保護者の状況を把握し保護者の思いや願いを聞きながら、職員間で情報共有し家族の障害受容を支えていく。特に毎日の送迎で朝は送迎体制をとるが、15時の帰りの迎えは保護者に来ていただき雨でない限り、園庭からの保護者の迎えを実施し、15時以降の園庭解放を行いそこへ職員も一定時間関わりながら情報交換や共有を行う。

　　地域支援・・現場職員が巡回支援等の地域支援を行える力量を付けていく

1. 串本地域の子育て支援システムの一つとして関係機関との連携をすすめる。

＊これまで串本町保健センター主催で公立保育所保育士が中心となって行ってきた

「おひさまくらぶ」とらっこで行ってきた「わんぱく教室」を合同にした事業を、

31年度の新規事業として実施し、育ちのゆっくりした子どもたちの発達保障の場に

することはもちろんのこと、公立保育所職員の学習の場、また通園職員との連携の場として位置付け合同開催とする。場所は通園らっこにて行うが、実施主体は串本町保健センターで、毎月1回第3土曜日　9時30分～11時30分、上記の目的を果たせるようにしていきたい。対象児童は年間を2クールとし、発達相談を受けていたり、通常保育の中で加配保育士がついているこどもと保護者による親子保育の保育体制は、事前の打ち合わせ等をおこない保育実施後カンファレンスを行い、子どもや保護者の状況の情報共有を図る。

1. 地域生活支援事業のメニューである巡回支援専門員整備事業等の活用をおこない

串本・古座川両町の依頼を受け町内の保育所・幼稚園への巡回相談を保健師と共に訪問し、気になる子どもの保育について療育の立場からアドバイスを行い保育士とともに子どもにとってのよりよい方向を一緒にさぐる。

1. 基本的に利用にあたり計画相談を実施し、サービス利用計画の作成を必要とするため相談支援専門員による作成を実施するとともにセルフプラン作成の必要な方には援助を行う。

６、利用者への福祉サービス

1. 日課

(月～金曜日)

9:00 　 10:00 11:15 12:45 14:00 14:15 15:00

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

登園　 　散歩・製作　　給食　　　　午睡 　　起床　　おやつ 　あつまり

　　自由遊び　音楽リズム等　　　　着替え　　　 着替え　　　　降園

1. 保育・療育支援

＜ねらい＞　子どもはほぼ毎日、１日６時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助をうけながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障する。

 保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざす。

＜内容＞

1. 道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み聞かせ手遊びなどを多くとりいれた保育・療育を行う。

　　②子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育をおこなう

1. 就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みをおこ

 なう

1. 親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

週１回　火曜日９時から１１時まで、親子保育を実施する。

年数回の保護者懇談会・年１回の家庭訪問・年１回の個別懇談を実施し保護者学習会等を、通園くじら・めだかと共に開催とする。

1. その他必要な援助

園での発達相談の開催と市町村による発達相談等への資料提出と同行を行う

個別療育への同行・個別相談への同行、又受診等への資料作成

1. 健康管理

通園らっこで嘱託医による健康診断(内科年２回・歯科年１回)を実施していく。

1. 送迎サービス

基本的には保護者の方でお願いをするが、車を運転できない又遠方で通所困難等の方でお困りの方については、園と協議を行い送迎サービスを行い保護者の要望をきき送迎コースを作成し、送迎利用契約を結びます。基本的に朝のみの送迎としへ月額１０００円の送迎燃料費を徴収する。

1. 給食サービス

一食につき２００円（給食及びおやつも含め）となる。

 （８）その他必要な援助

市町村による発達相談・訓練機関や医療受診等への資料提出と同行を行う。

７、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・年間２回の個別支援計画を行い、記録とし5年間保存しま

す。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底する。

　 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に

漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持

すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じる。

９、非常災害対策（安全管理）及び事故緊急時の対応

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行う。

・避難訓練の実施 （1ヶ月に1回）

・消防設備等の点検（1年に2回）

　　 又事故や緊急時については、利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。又事故が発生した場合は、県・市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故状況及び事故に際して取った処置について、記録するものとします。

　　　また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

１０，津波対策

　 避難場所は通園らっこと定め、地震による津波が海抜72メートルの通園らっこま

で来る可能性は低く、基本的に地震及び火災による避難訓練を定期的に行い、地震

がおこった際には動かず園舎にとどまり、帰宅困難児童（宿泊も想定した）対策」

「保護者との連絡および児童の引き渡し方法の確認」「備蓄品の量と質の確認」「職

員の帰宅確保」等について想定した計画を保護者と確認し、又上野山地区の自主防災組織、又串本町福祉避難所としての機能もはたすべく自主防災組織の一員として地区の訓練等に参加する。

１１、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じる。

１２、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつて適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　　城本　依穂

　　　苦情解決担当者（受付）　　榎本　郁美

　　　第 三 者 委 員 　串本町役場福祉課

　　　第 三 者 委 員 　和歌山県社会福祉協議会　福祉サービス運営適正化委員会

１３、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（週１回）

　 　 （２）研修の実施

　　 　 ・研修計画の策定

　　　 ・各種研修会への参加

　　　 　発達の学習・障害についての理解・就園/就学についての学習等

　　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施する。

１４、事務・財務管理

　　　（１）会計処理の適正化をはかる。

　　　（２）請求事務の効率化・適正化をはかるためソフトの導入を図る。。

出欠表・記録表の実務まで職員でおこない、事務センターへ送る

（３）経費の省力化をはかる。

１５、その他の業務

（１）和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担う

（２）地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめる

（３）地域との協力につとめる

　年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／尿検査／家庭訪問／保護者懇談会／学校

　見学／

　夏：夏祭り／進路アンケート実施／年長児お泊まり保育

　秋：運動会／個別懇談／保育所見学／健康診断

　冬：クリスマス会／もちつき大会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会

　　　　／卒園式　／修了式